

労働者派遣事業に関わる情報

仙台事業所

対象期間：2024年10月1日～2025年3月31日

事業所名称	仙台事業所
事業所の所在地	宮城県仙台市青葉区国分町3-6-11 アーク仙台ビル4階

① 2025年6月1日付 派遣労働者数	0	人
② 2024年度 派遣先事業所数(実数)	0	件
③ 2024年度 労働者派遣の料金(1日8時間当たり)額の平均	0	円
④ 2024年度 派遣労働者の賃金(1日8時間当たり)額の平均	0	円
⑤ 2024年度 マージン率の平均	※(③-④)÷③ 小数点第2位以下を四捨五入	0.0 %
⑥ 教育訓練の概要	労働者の経験、就業内容、希望するキャリア等に合わせ、Microsoft社Excel、Word等のオフィス系アプリケーションの訓練、より効率的な業務のための仕事術、論理的思考トレーニング等の研修を実施しています。	
⑥労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有	
⑦上記労使協定の有効期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日	
⑧上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者	

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について
マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のものがあります。

派遣労働者の社会保険料
派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

派遣労働者の年次有給休暇費用
派遣労働者が年次有給休暇を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。

募集費・教育費・福利厚生費
派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援の教育費、福利厚生費などの費用が発生します。

その他経費
その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費があります。